

(21.5.26)

本日、ここに5月臨時府議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただ今議題となりました第1号議案平成21年度京都府一般会計補正予算ほか10件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、一般会計予算の補正であります。

今回の補正予算につきましては、新型インフルエンザの感染者が国内外で発生・拡大するという事態を踏まえ、府民の安心・安全対策について更に先を見通して強化を図るため、抗インフルエンザウイルス薬の安定的確保及び発熱外来設置医療機関への支援を図ることとし、そのための経費2億8,700万円を計上しております。

次に、第2号議案から第4号議案までの3件は、いずれも条例の改正に関する案件であります。

第2号議案及び第3号議案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の審査等に係る手数料の額を定めるとともに、不動産取得税に係る課税標準の特例措置を講じるため、第4号議案は、警察法施行令の一部改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものでありま

す。

また、第5号議案から第8号議案までの4件は、いずれも契約の締結に係る案件でありまして、府立医科大学外来診療棟等整備工事及び桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事の請負契約の締結につきまして、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

次に、第9号議案は、当初予算において計上しております抗インフルエンザウイルス薬の取得につきまして、議会の議決を得ようとするものであります。

また、第10号議案及び第11号議案は、いずれも専決処分の案件でありまして、第10号議案は、府税の最終的な見通しを得たこと等に伴う平成20年度一般会計予算の補正につきまして、第11号議案は、地方税法等の一部改正に伴う府税条例等の改正につきまして、いずれも特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、やむを得ず専決処分をいたしましたので、今回これを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

以上が、ただ今議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。